

令和6年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議 資料6-1

国庫補助金等における事業計画の事後的評価について

1 国庫補助事業における事後的評価について

(1) 評価の目的

- 国が策定した「事後的評価実施要領」に基づき都道府県（補助事業者）が今後の効果的かつ適切な事業運用を図るため行うもの

(2) 評価の対象

ア 医療提供体制施設整備交付金

- ・ 救命救急センター施設整備事業、医療施設耐震整備事業 など

イ 医療提供体制推進事業費補助金

- ・ ドクターヘリ導入促進事業、周産期母子医療センター運営事業 など

(3) 評価の方法

- 補助事業年度の翌年度に、都道府県が、事業内容を自己評価し、その評価結果を、第三者（県保健医療計画推進会議）から事後評価を受ける

2 自己評価結果（医療提供体制施設整備交付金）①

- 本交付金は、医療計画に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、整備に要する経費の一部に充てるために国が交付するもの
- 主に、医療施設における患者の療養環境、医療従事者の職場環境改善、医療従事者の養成力の充実等を図ることに充当している。

（総合評価）

- 本県では、次頁以降に記載のとおり、「初期救急機能」、「災害時の病院の機能」の更新及び強化に活用しており、地域医療圏における医療提供体制の強化を図った。
- 各施設整備事業の実施のプロセスにおいても、計画どおり進捗しており、支出額207,675千円に係る支出事務も適正に行われた。
- 以上のことから、本県の令和5年度医療提供体制施設整備交付金（令和5年度分及び令和4年度補正繰越分）における事業計画に位置づけられた事業内容は、適切なものと評価した。

2 自己評価結果（医療提供体制施設整備交付金）②

○医療計画等の推進に関する事業

国庫補助事業名	補助事業の詳細（目的等）	補助年度	補助対象者	国庫補助額（千円）
休日夜間急患センター施設整備事業 （国1/3・事2/3）	休日夜間急患診療所（医科）の新築、増改築に要する工事費等に対する施設整備費補助	H30	瀬谷区休日急患診療所	7,029
		R1	泉区休日急患診療所	7,266
		R3	保土ヶ谷区休日急患診療所	6,545
		R4	保土ヶ谷区休日急患診療所 他1	7,522
		R5	南区休日急患診療所 他1	7,626
		計	補助累計額	35,988
救命救急センター施設整備事業 （国1/3・事2/3）	救命救急センター新築、増改築に要する工事費等に対する施設整備費補助	R1	横浜医療センター	8,618
		R2	海老名総合病院	2,660
		R3	海老名総合病院	34,049
		R4	海老名総合病院	158,898
		計	補助累計額	204,225
医療施設近代化施設整備事業 （国1/3・事2/3）	結核病棟の改築等に要する工事費等に対する施設整備費補助	H30	神奈川病院	10,271
		R1	神奈川病院	14,871
		R2	神奈川病院	59,370
		計	補助累計額	84,512
非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 （国1/3・事2/3）	非常用自家発電装置・受水槽等の整備に要する工事費等に対する施設整備費補助	R3/R2補 正繰越	北里大学病院	49,346
		R4/R3補 正繰越	神奈川病院	9,861
		計	補助累計額	59,207
地域災害拠点病院施設整備事業 （国1/3・事2/3）	新築、増改築等に伴う補強、備蓄倉庫・自家発電装置・受水槽等の整備に要する工事費等に対する施設整備費補助	H30	相模原協同病院	4
		R1	相模原協同病院	25,075
		R2	相模原協同病院	23,423
		R3/R2当 初繰越	関東労災病院 他1	149
		R4/R3補 正繰越	横浜医療センター 他2	96,062
		R5/R4補 正繰越	関東労災病院 他1	59,625
		計	補助累計額	204,338

2 自己評価結果 (医療提供体制施設整備交付金) ③

○施設環境等の改善に関する事業

国庫補助事業名	補助事業の詳細 (目的等)	補助年度	補助対象者	国庫補助額 (千円)
医療施設耐震整備事業 (国1/2・事1/2)	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等に対する施設整備費補助	H30	久里浜医療センター 他 2	90,487
		R1	聖ヨゼフ病院 他 3	344,026
		R2	国府津病院 他 4	137,846
		R3	京浜総合病院	451
		R3/R2当初繰越	久里浜医療センター	23,144
		R4/R3補正繰越	京浜総合病院	97,913
		R5/R4補正繰越	京浜総合病院	140,424
計	補助累計額	834,291		
医療施設浸水対策事業 (国1/3・事2/3)	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費等に対する施設整備費補助	R3/R2補正繰越	泉区休日急患診療所・横浜市南西部夜間急病センター 他 1	436
		計	補助累計額	436

計 207,675千円

補助年度	補助対象者	国庫補助額 (千円)
H30		107,791
R1		399,856
R2		223,299
R3		41,045
R3/R2当初繰越		23,293
R3/R2補正繰越		49,782
R4		166,420
R4/R3補正繰越		203,836
R5		7,626
R5/R4補正繰越		200,049
合計		1,422,997

2 自己評価結果（医療提供体制推進事業費補助金）①

- 本交付金（統合補助金）は、医療計画に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるために国が交付するもの
- 主に、医療施設における患者の療養環境、医療従事者の養成力の充実等を図ることに充当している。

（総合評価）

- 本県では、次頁以降に記載のとおり、医療計画の「5事業」に位置づけられた「救急医療」、「小児医療」、「周産期医療」を中心に医療提供体制の持続的確保が図られ、看護職員確保対策事業により、能力の高い外国人看護師候補者の日本での継続的な就労による看護職員の確保が促進され、歯科保健医療対策事業により、歯科医療安全管理体制の充実が促進された。
- 各推進事業の実施のプロセスにおいて、概ね計画どおり進捗しており、支出額773,990千円に係る支出事務においても適正に行われた。
- 以上のことから、令和5年度医療提供体制推進事業費補助金における事業計画に位置づけられた事業内容は、適切なものと評価した。

2 自己評価結果（医療提供体制推進事業費補助金）②

○ 救急医療対策事業

事業名	事業の詳細	補助年度	補助対象者	国庫補助額 (千円)
救命救急センター運営事業 (国1/3・県1/3・事業者1/3)	救命救急センターの運営に必要な経費補助 (センター30床以上設置病院)	H30	5病院	96,775
		R1	5病院	96,534
		R2	5病院	95,901
		R3	5病院	81,927
		R4	5病院	63,297
		R5	8病院	119,460
		計	6年間補助額・構成比	553,894
ドクターヘリ導入促進事業 (国1/2・県1/2)	ドクターヘリの運航に必要な経費補助	H30	東海大学医学部附属病院	124,303
		R1	東海大学医学部附属病院	125,399
		R2	東海大学医学部附属病院	125,399
		R3	東海大学医学部附属病院	129,049
		R4	東海大学医学部附属病院	130,022
		R5	東海大学医学部附属病院	144,712
		計	6年間補助額・構成比	778,884

2 自己評価結果（医療提供体制推進事業費補助金） ③

事業名	事業の詳細	補助年度	補助対象者	国庫補助額 (千円)
自動体外式除細動器（AED）の普及啓発事業 (国1/2・県1/2)	研修事業、協議会等の運営費補助（AEDを使用した救命処置の普及啓発）	H30	神奈川県（県事業）	21
		R1	神奈川県（県事業）	74
		R3	神奈川県（県事業）	19
		計	6年間補助額・構成比	114
救急医療センター（広域災害・救急医療情報システム）運営事業 (国1/3・県2/3)	神奈川県救急医療中央情報センターの救急医療情報システム等に対する運営費補助	H30	神奈川県（県事業）	38,818
		R1	神奈川県（県事業）	41,547
		R2	神奈川県（県事業）	38,489
		R3	神奈川県（県事業）	22,495
		R4	神奈川県（県事業）	23,949
		R5	神奈川県（県事業）	24,710
		計	6年間補助額・構成比	190,008

2 自己評価結果（医療提供体制推進事業費補助金） ④

○ 周産期医療対策事業等

事業名	事業の詳細	補助年度	補助対象者	国庫補助額 (千円)
周産期医療対策事業 (国1/3・県2/3)	研修事業、協議会等の運営費補助	H30	神奈川県（県事業）	464
		R1	神奈川県（県事業）	438
		R4	神奈川県（県事業）	104
		R5	神奈川県（県事業）	412
		計	6年間補助額・構成比	1,418
周産期母子医療センター運営 事業 (国1/3、事業者2/3)	総合及び地域周産期母子医療センターの運営に必要な経費補助（周産期救急医療体制の確保）	H30	22医療機関（病院）	540,597
		R1	22医療機関（病院）	468,136
		R2	21医療機関（病院）	472,786
		R3	21医療機関（病院）	452,162
		R4	21医療機関（病院）	431,674
		R5	21医療機関（病院）	448,998
		計	6年間補助額・構成比	2,814,353

2 自己評価結果（医療提供体制推進事業費補助金）⑤

事業名	事業の詳細	補助年度	補助対象者	国庫補助額 (千円)
NICU等長期入院児支援事業 (国1/3、事業者2/3)	在宅等に移行したNICU等長期入院児を保護者の負担軽減等を目的としたレスパイト入院体制を整備する病院に対して受入れ実績に応じた補助（NICU病床等の確保）	H30	4医療機関（病院）	10,583
		R1	4医療機関（病院）	11,734
		R2	4医療機関（病院）	23,741
		R3	5医療機関（病院）	31,108
		R4	5医療機関（病院）	28,482
		R5	5医療機関（病院）	32,689
		計	6年間補助額・構成比	138,337

2 自己評価結果（医療提供体制推進事業費補助金）⑥

○ 看護職員確保対策事業

事業名	事業の詳細	補助年度	補助対象者	国庫補助額 (千円)
外国人看護師候補者就労研修支援事業 (国1/2・事業者1/2)	経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入れが実施できるよう、外国人看護師候補者の日本語能力の習得及び、外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修体制の充実を図る	H30	3医療機関（病院）	2,787
		R1	2医療機関（病院）	2,560
		R2	3医療機関（病院）	3,188
		R3	3医療機関（病院）	3,255
		R4	3医療機関（病院）	2,746
		R5	2医療機関（病院）	1,741
		計	6年間補助額・構成比	16,277

○ 歯科保健医療対策事業

事業名	事業の詳細	補助年度	補助対象者	国庫補助額 (千円)
歯科医療安全管理体制推進特別事業	歯科医療関係者向けの安全管理に係るセミナー等を開催し、歯科医療安全管理体制の充実を図る	H30	神奈川県（県事業）	773
		R1	神奈川県（県事業）	773
		R3	神奈川県（県事業）	773
		R4	神奈川県（県事業）	773
		R5	神奈川県（県事業）	961
		計	6年間補助額・構成比	4,053

2 自己評価結果（医療提供体制推進事業費補助金） ⑦

○ 医療提供体制設備整備事業

事業名	事業の詳細	補助年度	補助対象者	国庫補助額 (千円)
地域災害拠点病院設備整備事業	地域災害拠点病院として必要な緊急車両・医療機器等の購入費	R2 (R1繰越分)	神奈川県（県事業）	3,737
		計	6年間補助額・構成比	3,737
医療施設非常用通信設備整備事業	地域災害拠点病院として必要な衛星電話の購入費	R3 (R2繰越分)	聖マリアンナ医科大学病院	247
		計	6年間補助額・構成比	247
NBC災害・テロ対策設備整備事業	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	R1	24医療機関	4,164
		計	6年間補助額・構成比	4,164
災害拠点精神科病院等設備等整備事業	災害拠点精神科病院及びDPAT先遣隊を有する病院として必要な広域災害・救急情報システム端末等の購入費	R5 (R4繰越分)	独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター	307
		計	6年間補助額・構成比	307

《参考》 年度別 推移	内示率 =内示額÷事業計画額	各年度 国庫補助額 (千円)
R5	国内示率：64.07%	773,683
R5(R4繰越分)		307
今計画 合計	国内示率：70.6% (平均)	4,505,793

3 本件に係る調整事項

調整事項

県の自己評価結果について、保健医療計画推進会議の

各委員に事後評価としてご意見を賜りたい

4 今後の予定

9月30日 本会議において自己評価に係る第三者評価

10月中旬 厚生労働省あて評価結果（資料〇-〇～資料〇-〇）を提出

- ※ 国策定の「事後的評価実施要領」では、補助事業年度の翌年度6月30日までに翌年度の交付申請書に添えて評価結果を厚生労働省に提出することとなっているが、9月末以降に提出することについて国了承済
- ※ なお、評価結果の未提出や本補助金が適切に運用されていないと判断される場合には、翌年度以降に係る補助金の算定について、一定の減算等の措置を行うこととされている。

■ 医療提供体制施設整備交付金における事業計画の事後的評価実施要領 (抜粋)

第2 評価の方法

都道府県医療審議会の委員等からなる評価委員会を構成・開催し、評価の実施時期、評価の手順並びに評価結果（評価書）の様式及び公表方法等を定めるものとする。

第5 評価結果の公表及び厚生労働省への提出

評価委員会における評価及び改善の検討の終了後、速やかに評価結果（評価書）を公表するとともに、翌年度の交付金の申請書に添えて（翌年度に交付金の申請を行わない場合は、翌年度6月30日までに）、評価結果（評価書）を厚生労働省に提出するものとする。

■ 医療提供体制推進事業費補助金における事業計画の事後的評価実施要領 (抜粋)

第2 評価の方法

都道府県医療審議会の委員等からなる評価委員会を構成・開催し、評価の実施時期、評価の手順並びに評価結果（評価書）の様式及び公表方法等を定めるものとする。

第5 評価結果の公表及び厚生労働省への提出

評価委員会における評価及び改善の検討の終了後、速やかに評価結果（評価書）を公表するとともに、翌年度の補助金の申請書に添えて（翌年度に補助金の申請を行わない場合は、翌年度6月30日までに）、評価結果（評価書）を厚生労働省に提出するものとする。